

元職員の非違行為を受けた再発防止策等の進捗状況 (2026 年 2 月 1 日現在)

2025 年 6 月 12 日に発表した元職員の非違行為を受けた再発防止策及び調達業務における統制の強化について、2026 年 2 月 1 日現在の進捗状況を、それぞれの項目について斜字でします。

1. 再発防止策

(1) 内部での牽制の強化

- 巨額の契約の発議、契約締結に係る手続き、契約執行の監督を行う部署の管理職級職員、担当職員について、定期的に人事ローテーションを行います。
- またこれらの職員とは定期的に、担当幹部職員と人事ディビジョンとで面接を行い、適正に業務遂行されているか確認します。

2024 年度の購買実績分析に基づき面接対象として特定されたディビジョンのマネジャーへの面接を2026 年 1 月に完了しました。現在、具体的なローテーションプランの策定に向け、面接から得た情報を分析・整理しています。

分析完了後、定期的な人事ローテーションの対象ポストを特定し、ローテーションプランを策定し、引き続き 2026 年 4 月 1 日付を目途に第一次の人事ローテーションを実施します。

(2) 不適切な行為の早期発見

- メーカー等におけるサプライヤーの通報窓口のように、外部からの通報窓口の存在を契約先などに周知するとともに、その利用を促進してまいります。

2025 年 7 月 24 日に、物品・役務・工事の調達先 357 者に対して、外部からの通報窓口について通知しました。

2025 年 7 月 26 日に、OIST 外部向けホームページにおける不正通報ホットラインへのリンクを見出しやすくするため、同トップページ下部に移動しました。

さらに、OIST からすべての調達に係る業者に送付される個々の調達発注書にも不正通報ホットラインを記載することとし、2025 年 11 月 20 日に調達管理電子システムの改修を終え、取引関係のあるすべての業者に通報窓口が周知されています。

- 調査委員会による調査の対象とはならなかった管理職未満の職員に対して、契約先との間での倫理的に問題となる関係がないか調査し、調査結果に応じて適切に対応いたします。

第三者調査委員会が調査の過程で本学管理職以上の職員に対して行ったアンケート調査と同様のものを、管理職未満の職員に対して、10 月末を回答期限として実施しました。調査結果において懸念すべき事項は確認されませんでした。

- また、数年に一度程度、不祥事の芽を積極的に発見するアンケート調査を実施するとともに、こうした点に特化した内部監査を実施いたします。

OIST の他の役職員が、業務に関係する取引先から接待・金銭などを受領したり、取引先に便宜を働いているのを見聞したことがあるかを問う無記名アンケートを、管理職未満の職員に対して、2025 年 10 月末締め切りで行いました。一部の調査結果から、追加の対応が必要な課題が示されたため、これらについては監査計画を策定し、監査を実施するほか、所要の対応をとってまいります。

(3) 不適切な行為は発覚するという意識の強化

- これまで行っていた倫理教育で不十分だった点を明らかにし、しかるべき強化策を策定し、実行してまいります。

従来の公的研究費の適切な執行管理に関する全職員向け必修研修は「倫理教育」を目的としたものではなかったことから、公的資金依存度が高い本学職員に職務に臨むに当たっての基本的倫理感を植え付けるには不十分であったものと考えております。このため、全職員向けに、組織として共有すべき倫理的判断や留意点を整理した新たな倫理教育を行うこととして、2025 年 11 月末までに教材を完成させ、12 月上旬からオンラインでの研修を開始しました。2 月 1 日現在の受講率は 48%です。来年度初めにその効果の評価を行い、さらに、外部専門家によるセミナー形式の研修なども充実させます。

2. 調達業務における統制の強化

- (1) 今年度より、施設維持管理業務の発注内容の分割に着手しておりますが、公的機関での施設維持管理業務に係る外部の知見も得て、施設維持管理業務の調達仕様をゼロベースで見直し、発注内容の分割をさらに進めます。

2025 年度においては、警備、清掃も含め施設維持管理業務とし、総合評価落札方式による 1 本の契約としていたものを、2026 年度においては、①施設設備保全業務、②警備業務、③清掃業務の総合評価落札方式による 3 本の契約に分割することとし、11 月 6 日に入札公告を行いました。3 本の契約すべてについて複数者からの入札がありました。12 月 23 日に開札を行い、選定された業者と契約手続を行っています。

施設維持管理に関する他の小規模契約（植栽、リネン洗濯・交換等）については、2025 年度より分割して、一般競争入札方式で契約しており、2026 年度も一般競争入札を行う予定です。

- (2) 長期にわたり一者との契約が継続している案件については、内部監査を行うとともにその妥当性と適切性を検証し、複数者での応札を促す対策を講じ、随意契約や一者応札を減らすことにより、競争性を確保します。

一者契約継続案件について10月末までに内部監査を実施しました。その結果、一者契約を継続している理由については、学内規則に基づき妥当かつ合理的に説明されており、契約条件についても市場水準と比較して概ね適正であることを確認しました。

OISTにおける入札及び契約について外部有識者がコンプライアンス、ベストプラクティスなどの観点から検討・評価するとともに、それぞれの知見に基づいて戦略的な助言・提言をいただくことを目的として、調達コンプライアンス監視委員会を設置し、第1回委員会を2026年2月4日に行います。

- (3) 工事関係の契約手続きは施設管理ディビジョンで行ってきましたが、全学にわたる一元的な調達管理体制とするため、施設管理ディビジョンには、調達依頼部署としての業務（調達する物品・役務・工事等の内容を定義する文書の作成、及び購入依頼のシステム入力）のみを残し、入札、契約締結に至る手続きは、財務ディビジョンに移します。

10月1日付で、施設管理ディビジョンにあった契約・予算セクションの人員を含め、財務ディビジョンに移転しました。

- (4) 最後に、独立行政法人における調達合理化計画を参考にし、本学の調達の概況や特徴を取りまとめたうえで、更なる調達の合理化に向けたPDCAサイクルを回してまいります。

2026年度からの実施を目指し、調達合理化計画を策定していきます。国立研究開発法人理化学研究所の調達合理化計画を参考に草案を作成しています。今後、調達コンプライアンス監視委員会が活動を開始した後、その意見も聴いて策定作業を進めていきます。